

公益社団法人大阪社会福祉士会 成年後見にかかる相談センター基金規程

(目 的)

第1条 公益社団法人大阪社会福祉士会は、成年後見活動を円滑に運営するために相談センター基金を設ける。

(資金の原資)

第2条 基金の原資は、本会が受任調整した成年後見人等からの寄付をもって充てる。

2 前項の寄付は次に掲げるとおりとする。

(1) 本会に登録した成年後見人等は、後見等活動の結果から得た後見等報酬の一部を寄付する(「報酬寄付金」という。)

報酬寄付金の額は、受領した後見等報酬(ただし、月当たり12,500円以下の後見等報酬については除く)のうち諸経費、源泉徴収分を差し引いた残額の2割を上限として算定する。

(2) 本会に登録した成年後見人等は、受任中の後見、保佐、補助等案件(ただし、報酬を受け取っていない事案は除く)1件につき年額8,000円を寄付する(「受任寄付金」という。)

受任寄付金の額は、毎年2月の定期報告書に基づく受任件数に応じて算定する。

3 2項(2)については、施行後3年を目途として見直しを検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(報償費及び実費)

第3条 支出対象は、次のとおりとする。

1 家庭裁判所から本会に成年後見人等の推薦依頼がきた事案に対して、家庭裁判所の報酬付与審判の結果、報酬月額が1万円に満たない場合に、差額を後見活動支援費として支出

2 後見活動の支援としてのスーパーバイズに要した交通費(実費)

3 その他、後見活動を円滑に運営するための実費

4 後見活動を円滑に運営するための活動に対する報償費。活動に関する内容及び報償費は、別途「細則」に定める。

(運 用)

第4条 後見活動支援費の支出の申請は、家庭裁判所の報酬付与審判の写し等を添付して、別途定める「申請書」により行う。支出の可否、後見活動支援費額の決定は相談センター運営委員会が行う。

2 第3条2項から4項に規定する実費及び報償費の申請は、別途定める「活動報告書」に記載して行う。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は2022年11月12日から改正・施行する。
- 2 公益社団法人大阪社会福祉士会成年後見にかかる相談センター基金規程を改正
(2018年11月17日)
- 3 公益社団法人大阪社会福祉士会成年後見にかかる相談センター基金規程を改正
(2016年3月20日)
- 4 公益社団法人大阪社会福祉士会成年後見にかかる相談センター基金規程を改正
(2013年5月26日)
- 5 社団法人大阪社会福祉士会成年後見にかかる相談センター基金規程を制定
(2013年4月1日)

受任等にかかる少額報酬への補填金 申請書

相談センター長 様

令和 年 月 日

(申請者) 会員No. _____ 成年後見支援班第 _____ 班 氏名 _____ 印
 連絡先(携帯) _____

下記のとおり関係書類を添えて申請します。決定後は下記口座へ振り込んで下さい。

(1) 対象となる報酬付与審判

被後見人等氏名 _____ ケース番号 _____ ※2月定期報告と同番号
 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで (月と 日)
 報酬付与審判額 金 _____ 円 (家裁の報酬付与審判の金額を記載する)
 被後見人等の後見類型 (後見 ・ 保佐 ・ 補助) < 高齢・障がい >
 申立人 _____ (本人 ・ 配偶者 ・ 四親等内の親族 ・ 市町村長 ・ その他 《 _____ 》)

(2) 確認事項

- 被後見人等居住地の成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の助成を受けることが出来ません。
 理由 制度対象外 首長申立のみ可 (申立が 本人 親族 その他 ())
- 生活保護あるいは生活保護に準ずる世帯でない
- 高齢のみ対象 障がいのみ対象
- 居住地市町村に制度がない
- 成年後見制度利用支援事業を受けても月額1万円に満たない。
- その他 (_____)

(3) 被後見人等の状況

1. 申請回数 (回目) ※今回申請の被後見人等に関する申請回数
2. 被後見人等の住所地 (大阪市・堺市・その他 《 _____ 》)
 住所地特例の場合 介護保険被保険者証又は障害サービス受給者発行の市町村 《 _____ 》
3. 被後見人等の居住場所 (在宅 ・ 病院 ・ 施設 《種別: _____ 》)
4. 被後見人等の所得状況について (課税 ・ 非課税 ・ 生活保護 ・ 生活保護に準ずる)
5. 被後見人等との関係について (良好 ・ 意思疎通が困難 ・ 良好でない)
6. 親族との関係について (良好 ・ 意思疎通が困難 ・ 良好でない ・ いない)
8. 支援者との関係について (良好 ・ 良好でない 《理由: _____ 》)

(4) 添付資料 ※報酬付与審判の写し、貯金通帳の写し等

(5) 振込希望口座

振込口座	金融機関/支店名	口座番号	名義 (カタカナ記入)
		ゆうちょ口座	記号 番号
	銀行 支店	普通 / 当座	

決定欄 ※事務局記載欄

対象期間 () 月 × 10,000 + () 日 - 報酬付与審判額 _____ = _____ 円

※日割り計算は 10,000 ÷ 30 ≒ 300 円/日 (100 円単位) 3 日分は 1000 円へ切り上げ

センター長	事務局長

